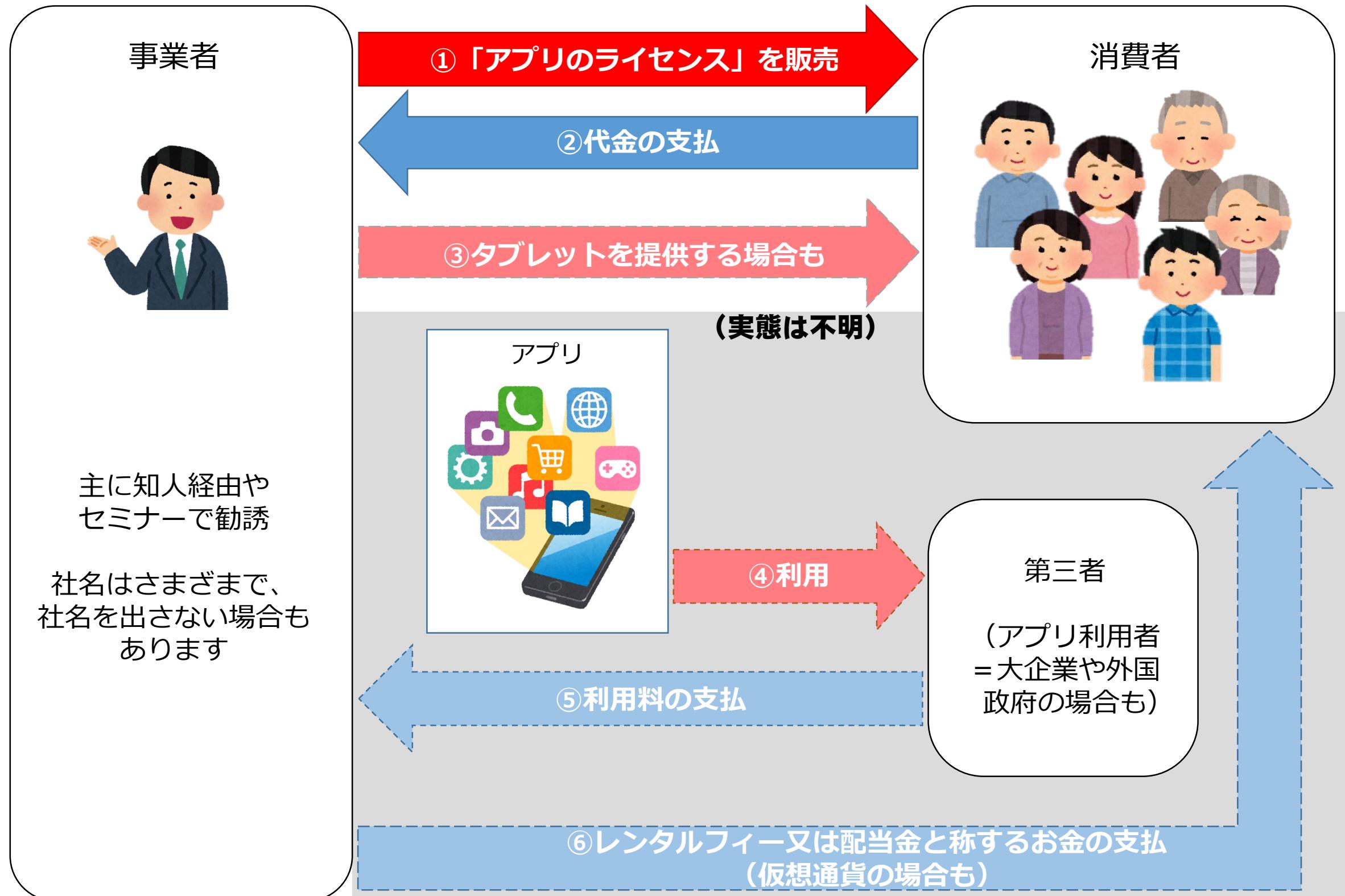


# 以下のような取引について令和3年4月以降に 勧誘された・契約した方の情報提供をお願いします



※ なお、この取引形態により消費者被害が発生した例があることから、不審な点があった場合は、  
お金を支払う前に、まず各地の消費生活センター等に相談しましょう（電話番号は局番なしの **188**）。